

決算短信の簡素化と開示情報の自由度を高めること

松山 将之

2017年2月10日に東京証券取引所は、新たに決算短信の作成要領を発表した。その中で、特に注目されていたのが、開示情報の自由度を高めることを目的とした、記載内容の合理化（決算短信の簡素化）である¹。今回の決算短信の簡素化は、金融審議会での報告を受けて行われた²。しかし、その内容に関して情報利用者からは、取引所に対して様々な意見が寄せられており、その中でも特に、決算発表時において、決算短信に付属する資料の開示上の取扱いが問題視されている。具体的には、決算短信本体、経営成績等の概況について、投資判断を誤らせるおそれのない場合には、連結財務諸表及びセグメント情報などの主要な注記情報の開示のタイミングを遅らせることを情報作成者に新たに認めた点である。アナリストや投資家といった情報利用者は、開示のタイミングが遅れることによって、投資判断に必要な情報の分析が十分に行われずに、企業との対話をしなければならぬケースが発生することを懸念している³。決算説明会資料でも代替は可能であるが、企業が任意に作成するものであり、決算短信と比較して情報の連続性や比較対象性が劣ってしまう点は否めない。

一方、情報作成者である企業サイドは、他の報告書との重複や、情報作成の負担の大きい情報の開示は、なるべく減らしていきたいというのは本音であろう。国際的な開示状況と比較して、日本の開示書類の種類が多いという意見もあるようだ。更に、有用性の低い情報の開示や作成手順を簡素化するというのは、日本に限らず、欧米でも行われており珍しい話ではない。また、今回の決算短信の簡素化に関して、金融審議会のメンバーには、アナリスト経験者や投資家といった情報利用者も参加しており、そこでは十分な議論がなされているはずである。その意味で、今回の取引所の発表に関してプロセス上は問題ないと思われる。

しかし、ここで「開示の自由度を高める」ことの意味を考えたい。企業会計とは、投資家が投資を行う条件を整える為の資本市場のインフラであり、開示された情

報を通じて企業経営に市場規律を働かせるための仕組みでもあると言われている⁴。そのように考えれば、決算短信の簡素化による影響を深刻に受け止めなければならないのは、寧ろ企業ではないだろうか。情報利用者は情報量の減少によって、十分な対話ができなくなることを懸念しているだけであり、それを払拭する為の説明責任は、情報作成者である企業サイドにある。つまり、決算短信の簡素化は、開示負担を減少させる代わりに、それに見合うだけの対話の材料を提供する責任を企業に求めているとも考えられる。

今回の、決算短信の簡素化は、企業にとっては、作成義務が緩和されることによって自由度の高い開示が可能となる点、IR担当者の実力を発揮する範囲が拡大するという側面もあり、一方、投資家にとっては、対話を引き出す力量が試される機会にもなる。今後、企業と投資家が切磋琢磨するきっかけとなり、建設的な対話が促進されることを期待したい。

1 本コラムでは、決算短信・四半期決算短信作成要領等における記載内容の合理化も含めて「決算短信の簡素化」として記載している。詳細は、東京証券取引所 (<http://www.jpx.co.jp/equities/listed-co/format/summary/index.html>)

2 金融審議会 (2016): 『ディスクロージャーワーキング・グループ報告 - 建設的な対話促進に向けて - 』

3 吉井一洋 (2017): 『決算短信簡素化、サマリーのみ開示も可?』 企業会計最前線、大和総研

4 斎藤静樹 (2010): 『企業会計とディスクロージャー』 東京大学出版会